

第 7 章 資料編

第7章 資料編

1 上下水道事業のあゆみ

水道事業・工業用水道事業・公共下水道事業の略年表（1/6）

和暦 (西暦)	一般事項	水道事業・工業用水道事業	公共下水道事業
享保8年 (1723年)		当主島津繼豊の命により冷水の湧水（現冷水第一水源地）を城内に引水、その余水を城下の一部に給水	
明治5年 (1872年)		7月 廃藩置県により冷水水道を県に移管	
明治22年 (1889年)	4月 鹿児島市制施行		
明治23年 (1890年)		2月 冷水水道の施設と維持管理を鹿児島県から鹿児島市に移管 5月 鹿児島市飲水水道修築保存法及び費用徴収規則を制定	
明治36年 (1903年)		10月 鹿児島市飲水水道規則を制定	
明治38年 (1905年)		4月 冷水第一水源地改修工事竣工 11月 城山配水池築造工事、冷水第二水源地改修工事竣工	
明治39年 (1906年)		11月 冷水水道改良工事竣工式	
明治40年 (1907年)		5月 鹿児島市飲水水道規則を改正	
明治44年 (1911年)	9月 伊敷村の一部(草牟田)西武田村の一部(武)を市域に編入		
大正元年 (1912年)		11月 鹿児島市飲水水道規則を鹿児島市飲水水道条例に改正	
大正2年 (1913年)		7月 近代水道布設のための上水道委員会設置 8月 鹿児島市水道使用条例を制定 9月 近代水道布設計画認可申請	
大正4年 (1915年)		3月 近代水道布設計画認可 4月 水道事務所を開設 9月 上之原配水池予定地で水道布設工事の起工式	
大正5年 (1916年)		1月 山下町に鉄管検査所を開設	
大正8年 (1919年)	9月 水道課新設	10月 七窪水源地～上之原配水池間の通水試験 鹿児島市水道使用条例を改正 11月 上之原配水池で通水式、本市に近代水道が誕生	
大正9年 (1920年)	10月 伊敷村の一部(永吉、原良、玉里)を市域に編入		
大正10年 (1921年)		4月 鉄管検査所を二之丸市役所構内へ移転	
大正11年 (1922年)		3月 近代水道創設工事竣工 水道事務所の廃止	

水道事業・工業用水道事業・公共下水道事業の略年表（2/6）

和暦 (西暦)	一般事項	水道事業・工業用水道事業	公共下水道事業
大正 12 年 (1923 年)		12 月 鹿児島市水道使用条例を改正	
大正 13 年 (1924 年)		1 月 水道料金第 1 次改定	
大正 14 年 (1925 年)		10 月 南林寺町に鉄管検査所を移転	
昭和 2 年 (1927 年)		10 月 第 24 回全国上水協議会総会を鹿児島市公会堂（現中央公民館）で開催	
昭和 9 年 (1934 年)	8 月 中郡宇村、西武田村、吉野村を市域に編入		
昭和 12 年 (1937 年)	6 月 市庁舎落成		
昭和 20 年 (1945 年)		4 月 水道料金第 2 次改定 8 月 戦災により漏水率 90%に達す	
昭和 21 年 (1946 年)		4 月 水道料金第 3 次改定 10 月 水道料金第 4 次改定	
昭和 22 年 (1947 年)		4 月 水道料金第 5 次改定 10 月 水道料金第 6 次改定	
昭和 23 年 (1948 年)		6 月 水道料金第 7 次改定	
昭和 24 年 (1949 年)		1 月 水道料金第 8 次改定 4 月 吉野水道組合の水道施設を買収 水道会計が特別会計となる	
昭和 25 年 (1950 年)	10 月 伊敷村、東桜島村を市域に編入	4 月 水道課新庁舎を南林寺町の鉄管検査所構内に新築	
昭和 26 年 (1951 年)	4 月 組織整備により水道課に下水道係を設置	4 月 水道料金第 9 次改定	3 月 下水道事業調査費 100 万円を予算計上 4 月 第 1 次下水道整備計画認可申請（\$27.5 認可）
昭和 27 年 (1952 年)	10 月 組織整備により水道部発足	10 月 地方公営企業法施行に伴い、水道事業に法の規定の全部を適用	9 月 下水道築造工事に着手 10 月 地方公営企業法施行に伴い、下水道事業（汚水）に法の規定の全部を適用 12 月 中央公民館において公共下水道築造工事起工式
昭和 28 年 (1953 年)	1 月 企業会計制度を実施	4 月 水道料金第 10 次改定	11 月 錦江処理場用地として甲突川河口左岸の公有水面造成に着工
昭和 29 年 (1954 年)		4 月 指定水道工事店制度が発足	
昭和 30 年 (1955 年)	7 月 組織整備により次長制を新設、下水道係を下水道課に昇格		4 月 鹿児島市下水道条例施行 10 月 指定衛生工事店制度が発足 11 月 公共下水道通水式（錦江処理場）
昭和 32 年 (1957 年)	12 月 水道法施行		
昭和 33 年 (1958 年)		3 月 水道法施行に伴い鹿児島市水道使用条例を廃止し鹿児島市給水条例を公布 4 月 水道料金第 11 次改定	
昭和 34 年 (1959 年)	4 月 下水道法施行		
昭和 35 年 (1960 年)	7 月 組織整備により水道部が水道局となる		4 月 下水道使用料第 1 次改定
昭和 36 年 (1961 年)		4 月 水道料金第 12 次改定	
昭和 40 年 (1965 年)		4 月 河頭浄水場通水式	

水道事業・工業用水道事業・公共下水道事業の略年表 (3/6)

和暦 (西暦)	一般事項	水道事業・工業用水道事業	公共下水道事業
昭和42年 (1967年)	4月 水道事業会計から公共下水道事業会計を分離 谷山市との合併	4月 谷山市水道事業を合併、谷山市水道課は谷山営業所として発足 10月 指定水道・衛生工事店制度を統合	
昭和43年 (1968年)	4月 水道事業及び公共下水道事業経営審議会を設置	12月 水道料金第13次改定	
昭和44年 (1969年)	6月 吉野営業所設置(7月営業開始)	10月 第38回日本水道協会全国総会を鹿児島県体育館で開催	6月 下水道使用料第2次改定
昭和45年 (1970年)	8月 組織整備により企画室を設置		
昭和46年 (1971年)		4月 毎月検針を隔月検針制に変更 12月 料金徴収は納付制または集金制となる 平川簡易水道事業を廃止し、一部を水道事業に統合	
昭和47年 (1972年)		8月 水道料金第14次改定 10月 給水負担金制度の施行	8月 工場排水にかかる水質使用料の設定 2号用地処理場処理開始
昭和48年 (1973年)	7月 組織整備により局に総務部、水道部、下水道部を設置	4月 水道料金等を毎月徴収制から隔月徴収制に変更 6月 水道料金等の口座振替制を実施	4月 公共下水道事業受益者負担金制度の施行
昭和49年 (1974年)	4月 谷山営業所新庁舎落成 5月 水道局章の制定		3月 南部処理場脇田分場処理開始
昭和50年 (1975年)		3月 滝之神浄水場通水式 12月 水道料金第15次改定 給水負担金第1次改定	12月 下水道使用料第3次改定
昭和51年 (1976年)	6月 水道局庁舎落成式		
昭和53年 (1978年)		5月 渇水対策本部を設置(6.23解散) 10月 水道料金第16次改定 給水負担金第2次改定	
昭和54年 (1979年)		5月 渇水対策本部を設置(7.31解散)	10月 南部処理場通水式
昭和55年 (1980年)			10月 下水道使用料第4次改定
昭和56年 (1981年)		4月 水道料金第17次改定 給水負担金第3次改定 9月 万之瀬川導水について、万之瀬川流域水利用協議会、鹿児島県及び鹿児島市の間に「万之瀬川取水協定」を締結	4月 下水污泥堆肥化場運転開始
昭和57年 (1982年)	8月 組織整備により企画室を総務部に吸収し、水道部に「浄水場」を設置、下水道部に「処理場」を設置 9月 水道史編さん準備室を設置		
昭和59年 (1984年)		9月 水道料金第18次改定(資金ベースから損益ベースへ移行) 給水負担金第4次改定	9月 下水道使用料第5次改定(資金ベースから損益ベースへ移行)
昭和62年 (1987年)	4月 集金委託業務の廃止		
昭和63年 (1988年)			10月 鹿児島開発事業団から1号用地処理場を移管
平成元年 (1989年)	4月 消費税課税(3%)	6月 万之瀬川導水事業完了 平川浄水場通水式	

水道事業・工業用水道事業・公共下水道事業の略年表 (4/6)

和暦 (西暦)	一般事項	水道事業・工業用水道事業	公共下水道事業
平成2年 (1990年)	4月 組織整備により 総務部等の再編を 行う		
平成3年 (1991年)		4月 水道料金第19次改定	
平成5年 (1993年)	1月 水道料金等管理 システム(汎用コン ピュータ)稼働開始 ハンディーターミ ナルによる検針開始 8月 集中豪雨により上 下水道施設に被害 を受ける (8・6水害)		
平成6年 (1994年)	4月 長沙市の研修生を 初めて受け入れる 9月 福岡市の濁水に給 水応援隊(4人)を 派遣		
平成7年 (1995年)	1月 阪神・淡路大震災 組織整備により 4月 総務部を再編 吉野・谷山営業所を 廃止し、事務所とする 受益者負担金管理 システム稼働 7月 水道モニター制度 発足 12月 九州九都市災害時 相互応援に関する 協定締結	1月 水道料金第20次改定 (消費税3%転嫁を含む) 阪神・淡路大震災に給水応援隊を派遣	1月 下水道使用料第6次改定 (消費税3%転嫁を含む)
平成8年 (1996年)	12月 市住民情報オンライ ンシステムと接続		
平成9年 (1997年)	4月 財務会計システム 稼働 消費税改訂 (3%→5%)	4月 水道料金第21次改定 (消費税5%転嫁のみ) 10月 岡之原団地専用水道を編入	4月 下水道使用料第7次改定 (消費税5%転嫁のみ)
平成10年 (1998年)	4月 指定工事店制度の 改正 9月 水道局ホーム ページの開設	6月 川辺ダム定礎式	
平成11年 (1999年)	4月 排水設備工事責任 技術者の県統一登 録制度等の開始		
平成12年 (2000年)	4月 管工事協同組合と 災害時における応 急復旧に関する協 定(上水道)締結	6月 水道応急・維持管理センター開所	4月 下水道使用料第8次改定 5月 谷山処理場通水 9月 建設大臣賞「甞る水100選」の 受賞
平成13年 (2001年)	4月 組織整備により総 務部水道部の再編 等を行う 6月 吉野・谷山事務所を 廃止し、所管の業務 を本局に一元化する 12月 鹿児島市下水道事業 協同組合と災害時 における応急復旧に 関する協定締結		

水道・工業用水道・下水道の略年表 (5/6)

和暦 (西暦)	一般事項	水道事業・工業用水道事業	公共下水道事業
平成 14 年 (2002 年)		8 月 皇徳寺ニュータウン専用水道を編入	8 月 皇徳寺ニュータウン下水道施設の移管を受ける
平成 15 年 (2003 年)		4 月 川辺ダム供用開始	9 月 公共下水道事業基本構想の策定
平成 16 年 (2004 年)	11 月 吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町を市域に編入	11 月 工業用水道事業の引継	
平成 17 年 (2005 年)	9 月 台風で被害を受けた宮崎市へ応援給水を実施	4 月 平成 16 年 11 月 1 日に合併した 5 地域の簡易水道事業を水道事業へ統合	
平成 18 年 (2006 年)	4 月 給排水台帳ファイリングシステムを稼働	4 月 給水条例一部改正条例の施行（消滅時効が完成した水道料金債権の 5 年での放棄）	
	8 月 県建設業協会及び管工事協同組合と災害時における応急復旧に関する協定（下水道）締結	8 月 「夏休み親子水教室」の開始	
平成 19 年 (2007 年)		4 月 水道料金の口座振替者への毎月振替の開始	4 月 下水道使用料の口座振替者への毎月振替の開始
		12 月 七窪水源地が（公社）土木学会の「選奨土木遺産」に認定	
平成 20 年 (2008 年)		4 月 水道料金のコンビニ収納の開始	4 月 下水道使用料のコンビニ収納の開始
		10 月 広報用としてペットボトル水製造（15,000 本）	
		11 月 乙女塚・婦ノ木連絡管の完成	
平成 21 年 (2009 年)		4 月 水道ビジョンを策定	4 月 公共下水道事業区域外流入分担金制度の施行
		11 月 近代水道創設 90 周年記念写真展（市役所市民ホール）	
平成 22 年 (2010 年)		10 月 奄美大島豪雨災害被災地に応急資機材の輸送	3 月 錦江処理場甲系・2 号用地処理場廃止
平成 23 年 (2011 年)	3 月 東日本大震災	3 月 東日本大震災被災地（宮城県宮城郡利府町）に給水応援隊を派遣	
平成 24 年 (2012 年)	3 月 上下水道事業経営計画を策定	10 月 水道料金の基本料金日割計算の開始	10 月 下水道使用料の基本料金日割計算の開始
			8 月 「水の再生工場探検」の開始
平成 25 年 (2013 年)		3 月 滝之神浄水場のろ過池等に降灰対策として覆蓋を設置	4 月 公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の施行
		4 月 水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格の基準に関する条例の施行	8 月 「下水道展かごしま」の開始
		7 月 かごしまのおいしい水 PR 事業（48,000 本：かごしま銘水めぐり七窪の水・冷水の水）	
平成 26 年 (2014 年)	4 月 新財務会計システム稼働 消費税改訂（5%→8%） 平成 26 年度予算・決算から新会計基準の適用	4 月 水道料金第 22 次改定（消費税 8% 転嫁のみ） 工業用水道料金第 1 次改定（内税方式から外税方式に改め、消費税 8% を転嫁したのみ）	4 月 下水道使用料第 9 次改定（消費税 8% 転嫁のみ）
平成 27 年 (2015 年)	1 月 新水道料金等システム稼働 新受益者負担金管理システム稼働	3 月 松元春山送水施設の完成	
	3 月 水道局ホームページのリニューアル		

水道・工業用水道・下水道の略年表（6/6）

和暦 (西暦)	一般事項	水道事業・工業用水道事業	公共下水道事業
平成 28 年 (2016 年)	4 月 熊本地震 10 月 県建設業協会谷山 支部と災害時にお ける応急復旧に関 する協定(下水道) 締結	4 月 熊本地震被災地(熊本市、宇城市、 益城町、南阿蘇村)に 応急給水隊、 応急復旧隊等を派遣	3 月 南部処理場脇田分場及び 1 号 用地処理場廃止 環境学習用小水力発電の運転 開始(南部処理場) 4 月 熊本地震被災地(益城町)に下 水道災害復旧にかかる一時調査隊 を派遣 8 月 熊本地震被災地(益城町)に下 水道災害復旧にかかる長期職員派遣
平成 30 年 (2018 年)	4 月 お客様料金セン ター開設 7 月 平成 30 年 7 月豪雨	2 月 河頭浄水場のろ過池等に降灰対策と して覆蓋を設置 7 月 平成 30 年 7 月豪雨被災地(江田島市) に 応急給水隊を派遣	
平成 31 年 (2019 年)	4 月 組織整備により 営業課と収納課を 廃止、料金課を新設	3 月 水道ビジョンの見直し	
令和元年 (2019 年)	10 月 消費税改訂 (8%→10%)	8 月 水道管路技術研修施設の完成 10 月 水道料金第 23 次改定 (消費税 10%転嫁のみ) 工業用水道料金第 2 次改定 (消費税 10%転嫁のみ) 11 月 水道 100 周年記念パネル展 (市役所市民ギャラリー) 12 月 水道 100 周年記念式典(みなみホール)	10 月 下水道使用料第 10 次改定 (消費税 10%転嫁のみ)
令和 2 年 (2020 年)	3 月 設備情報管理シス テム稼働 4 月 組織整備により 雨水整備室を新設	6 月 コロナ禍による水道料金の基本料金 免除を実施(4ヶ月相当)	4 月 地方公営企業法の適用に伴い、 公共下水道事業(雨水)を市長事 務部局から水道局へ移管
令和 3 年 (2021 年)		4 月 かごしまのおいしい水 P R 事業 (鹿児島中央駅東口駅前広場観光案内 所にマイボトル用給水機を設置)	
令和 4 年 (2022 年)	3 月 上下水道ビジョ ンを策定 第 2 期上下水道事 業経営計画を策定		2 月 錦江処理場廃止

2 鹿児島市と他都市との比較

「経営比較分析表」は、各自治体において、経営の現状や課題を的確かつ簡明に把握するために、他自治体との比較可能な全国統一的な様式としてとりまとめられているものです。本ビジョンでは、鹿児島市と中核市（62 都市）及び全国との比較を行い、現状把握や課題の抽出を行いました。

中核市平均値及び全国平均値の算出にあたっては、以下のとおりとしています。

【中核市平均】

令和 3 年 4 月 1 日時点の人口 20 万人以上の中核市 62 都市のうち、本市の水道事業・公共下水道事業と同じ、「末端給水事業」「公共下水道事業」のみを対象としています。

【全国平均】

全国の自治体のすべての末端給水事業及び公共下水道事業を対象としています。

出典：【鹿児島市、全国平均】鹿児島市公営企業経営比較分析表 【中核市】総務省 HP の経営比較分析表

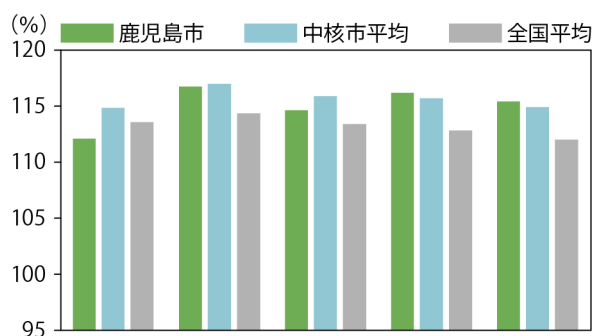
(1) 水道事業

【経営の健全性・効率性】

① 経常収支比率（％）

給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標で、高いほど良いと判断されます。

本市の経常収支比率は、各年度 100％を超えており、費用を水道料金等で賄えています。ただ、H28 年から全国的にも減少傾向にあります。

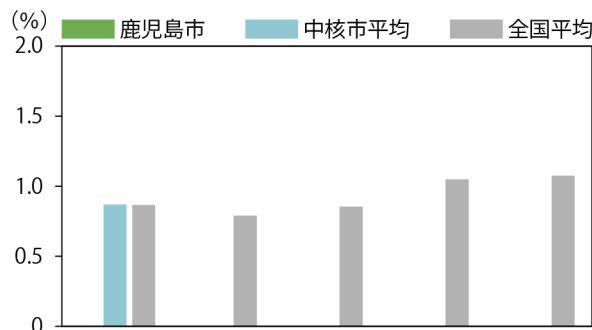


年度	H27	H28	H29	H30	R元
鹿児島市	112.09	116.73	114.62	116.17	115.41
中核市平均	114.82	116.99	115.88	115.69	114.90
全国平均	113.56	114.35	113.39	112.83	112.01

② 累積欠損金比率（％）

営業収支に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補てんすることができず、複数年にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標で、0％であることが求められます。

本市の累積欠損金比率は、各年度 0％となっており、これまで累積欠損金が生じていないことを示しています。

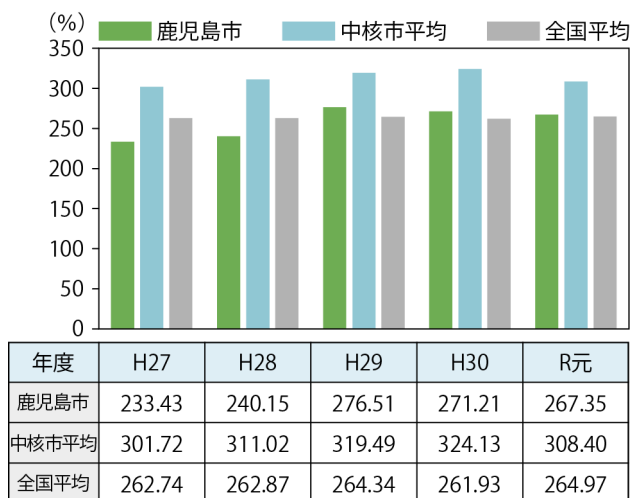


年度	H27	H28	H29	H30	R元
鹿児島市	0	0	0	0	0
中核市平均	0.87	0	0	0	0
全国平均	0.87	0.79	0.85	1.05	1.08

③流動比率（％）

短期的な債務に対する支払能力を表す指標で、高い方が良いと判断されます。

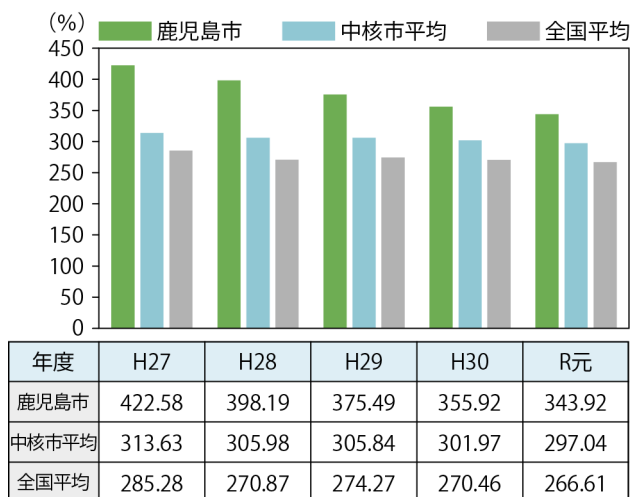
本市では各年度 100%以上となっており短期的な債務に対し支払うことができる現金等を保有している状況です。近年増加傾向にあり、H30 では全国平均よりも高く中核市平均よりも低い値となっています。



④企業債残高対給水収益比率（％）

給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。一般的には低い値であることが望まれます。

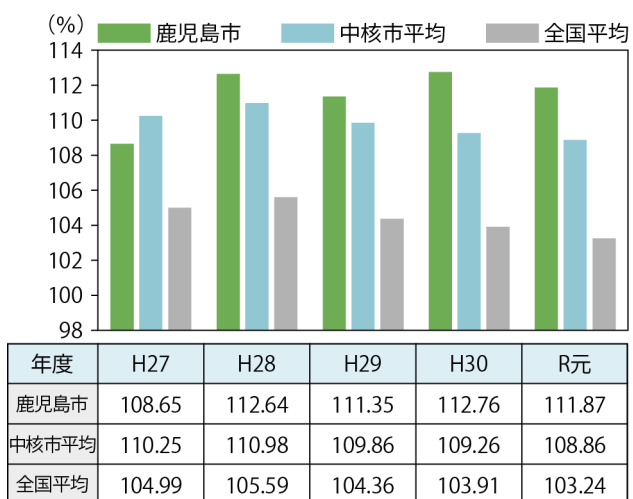
本市では減少傾向にありますが、中核市平均や全国平均よりも高く、今後とも企業債の借入抑制などの取組が必要となっています。



⑤料金回収率（％）

給水にかかる費用を、どの程度給水収益で賄えているかを表す指標で、高い方が良いと判断されます。

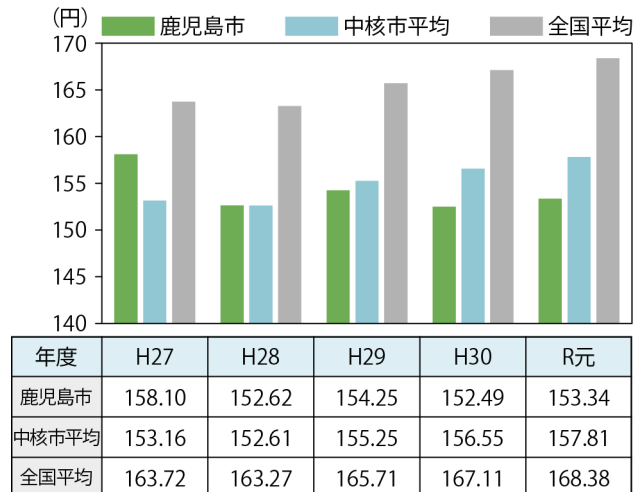
本市では各年度 100%以上となっており、中核市平均や全国平均と比較しても高く良好な値となっています。



⑥給水原価（円）

有収水量 1 m³当たりの給水に要する費用を表す指標で、低い方が良くと判断されます。

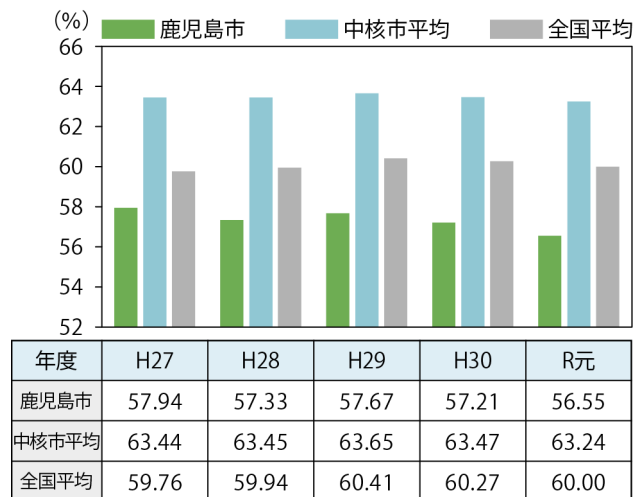
本市の給水原価は、減少傾向にあり、中核市平均や全国平均よりも低く良い値となっています。今後も一層の経費削減により、給水原価の抑制に取り組む必要があります。



⑦施設利用率（％）

一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標で、一般的には高い数値であることが望まれます。

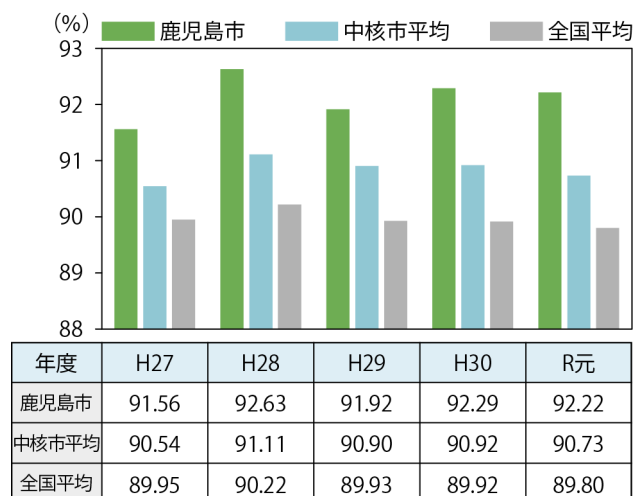
本市の施設利用率は、水需要の減少を受けて年々減少しており、施設規模の適正化（ダウンサイジング）等の検討・取組が必要となっています。



⑧有収率（％）

施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標で、高いほど良いと判断されます。

本市の有収率は 91%以上で推移しており、中核市平均や全国平均と比較しても高く良好な状況となっています。

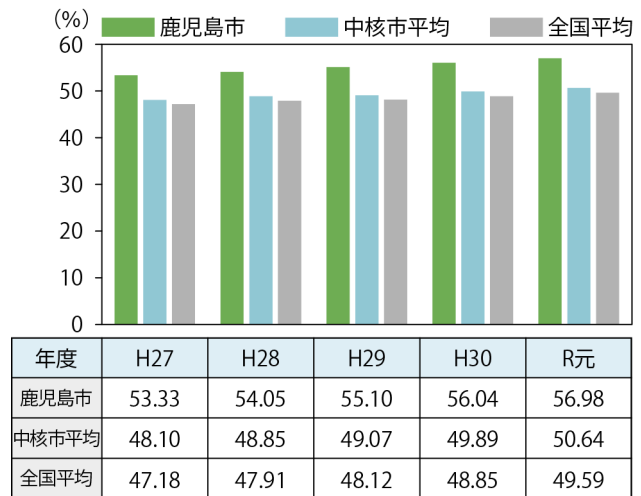


【 老朽化の状況 】

①有形固定資産減価償却率（％）

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、低い方が良いと判断されます。

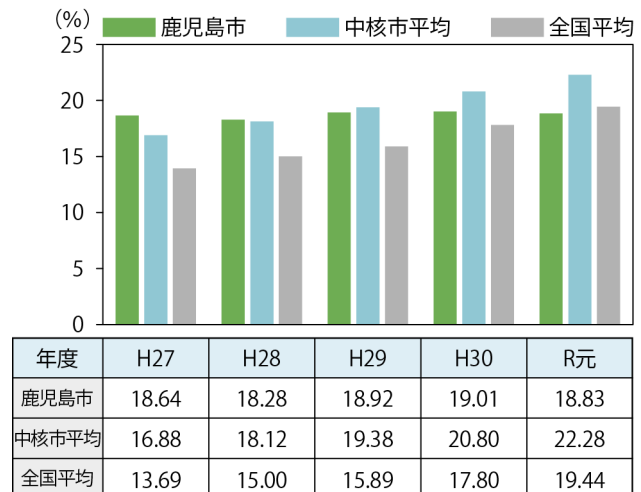
中核市平均や全国平均と同様に、年々増加傾向にあり、既存施設の経過年数が高まっていることを示しています。



②管路経年化率（％）

法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、低い方が良いと判断されます。

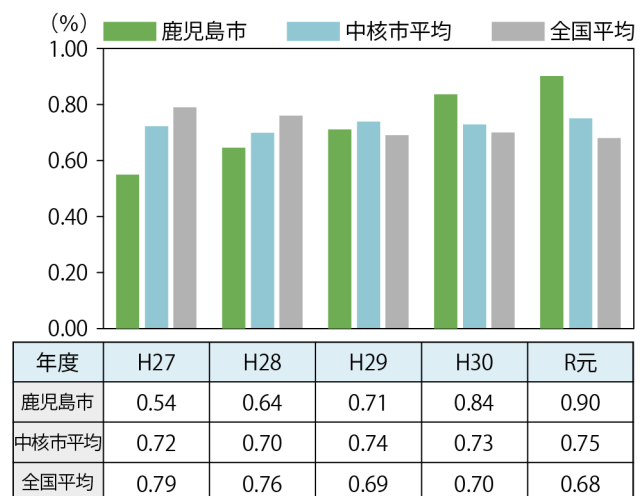
本市の管路経年化率は、中核市平均や全国平均と同様に、年々増加傾向にあります。直近 2 ヶ年は、中核都市平均よりも低い状況となっています。



③管路更新率（％）

当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、高い方が良いと判断されます。

本市の管路更新率は、近年増加傾向にあり、H30 では中核都市平均や全国平均よりも高く良好な値となっています。



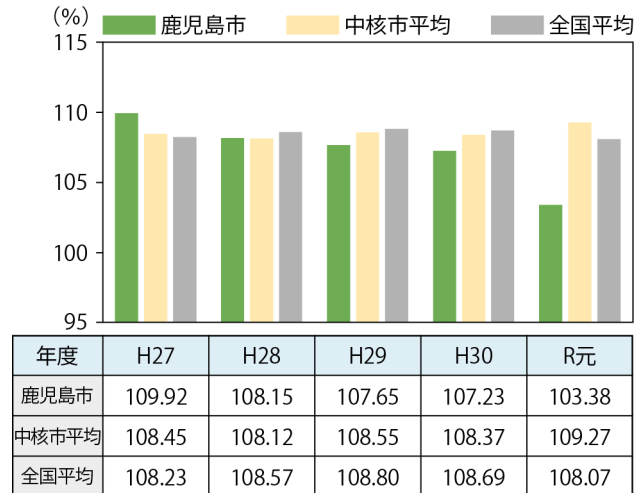
(2) 公共下水道事業（污水）

【 経営の健全性・効率性 】

① 経常収支比率（％）

使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標で、高いほど良いと判断されます。

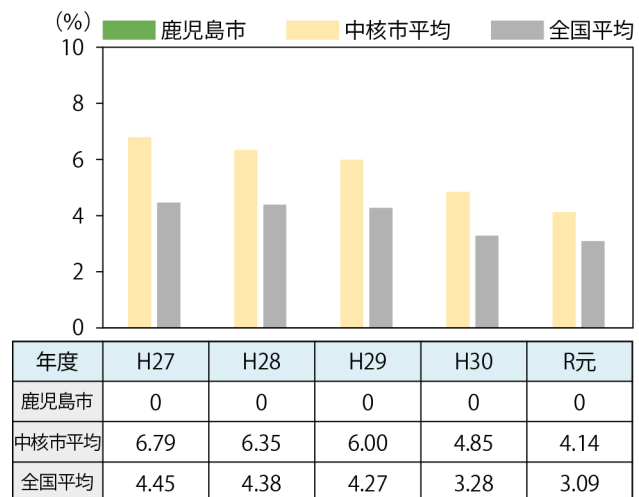
本市の経常収支比率は、各年度100%を超えているものの減少傾向にあり、近年では中核市平均や全国平均と同程度の値となっています。



② 累積欠損金比率（％）

営業収支に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補てんすることができず、複数年にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標で、累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが求められます。

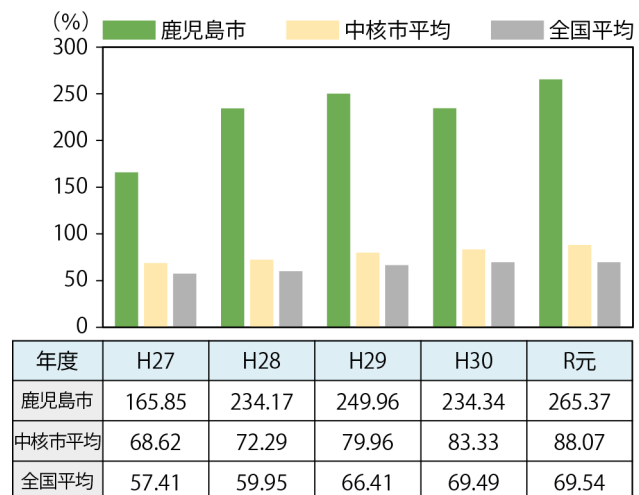
本市の累積欠損金比率は、各年度 0%となっており、これまで累積欠損金が生じていないことを示しています。



③ 流動比率（％）

短期的な債務に対する支払能力を表す指標で、高い方が良いと判断されます。

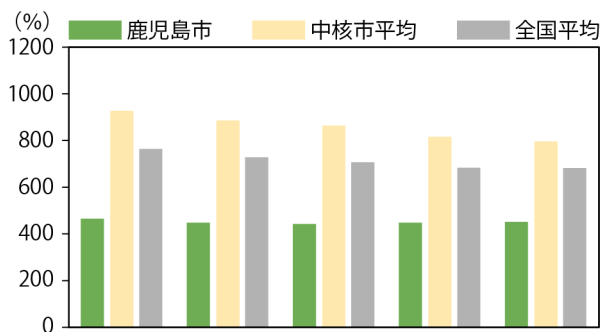
本市では各年度 100%以上となっており短期的な債務に対し支払うことができる現金等を保有している状況です。中核市平均や全国平均に比べ大幅に高く良好な値となっています。



④企業債残高対事業規模比率 (%)

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。一般的には低い値であることが望まれます。

本市では減少傾向にあり、中核市平均や全国平均よりも大幅に低く良好な値となっています。

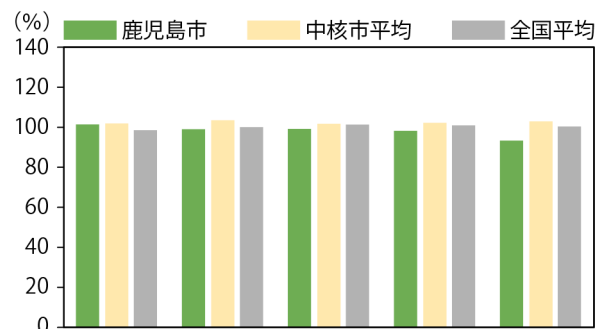


年度	H27	H28	H29	H30	R元
鹿児島市	465.48	447.99	442.42	448.19	451.24
中核市平均	927.12	885.57	863.68	815.93	796.21
全国平均	763.62	728.30	707.33	682.78	682.51

⑤経費回収率 (%)

汚水処理にかかる費用を、どの程度使用料収入で賄えているかを表す指標で、高い方が良いと判断されます。

本市の経費回収率は、減少傾向にあり、近年は100%を下回っています。費用を下水道使用料で賄えていない状況となっています。

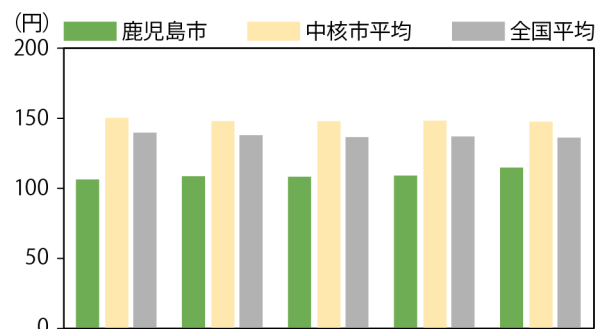


年度	H27	H28	H29	H30	R元
鹿児島市	101.36	98.96	99.11	98.18	93.23
中核市平均	101.80	103.45	101.69	102.18	102.93
全国平均	98.53	100.04	101.26	100.91	100.34

⑥汚水処理原価 (円)

有収水量 1 m³当たりの汚水処理に要する費用を表す指標で、低い方が良いと判断されます。

本市の汚水処理原価は、近年増加傾向にあります。中核市平均や全国平均と比較して、大幅に低く良好な値となっています。



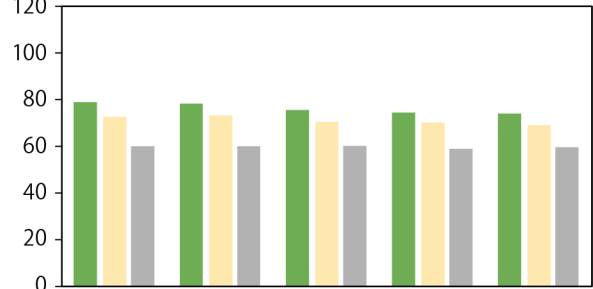
年度	H27	H28	H29	H30	R元
鹿児島市	106.18	108.46	108.29	109.05	114.85
中核市平均	150.16	147.98	147.78	148.16	147.40
全国平均	139.70	137.82	136.39	136.86	136.15

⑦施設利用率（％）

一日処理能力に対する一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標で、一般的には高い数値であることが望まれます。

本市の施設利用率は、減少傾向にあり、施設規模の適正化（ダウンサイジング）等の検討・取組を推進していく必要があります。

(%) 鹿児島市 中核市平均 全国平均



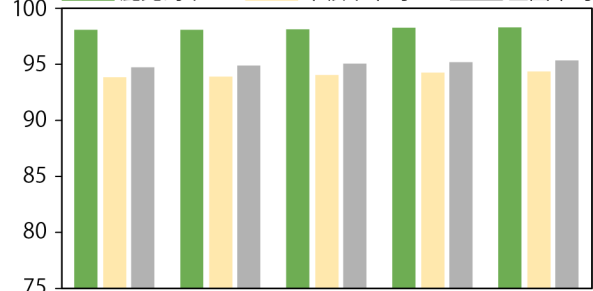
年度	H27	H28	H29	H30	R元
鹿児島市	78.92	78.31	75.54	74.45	74.07
中核市平均	72.68	73.20	70.49	70.23	69.10
全国平均	60.01	60.09	60.13	58.98	59.64

⑧水洗化率（％）

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標で、高いほど良いと判断されます。

本市の水洗化率は、近年横ばい傾向にありますが、中核市平均や全国平均よりも高く良好な値となっています。

(%) 鹿児島市 中核市平均 全国平均



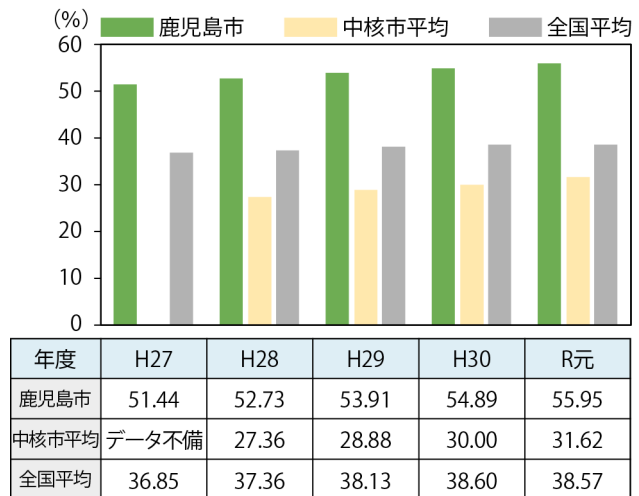
年度	H27	H28	H29	H30	R元
鹿児島市	98.07	98.07	98.12	98.26	98.28
中核市平均	93.85	93.90	94.05	94.26	94.36
全国平均	94.73	94.90	95.06	95.20	95.35

【 老朽化の状況 】

①有形固定資産減価償却率（％）

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、低い方が良いと判断されます。

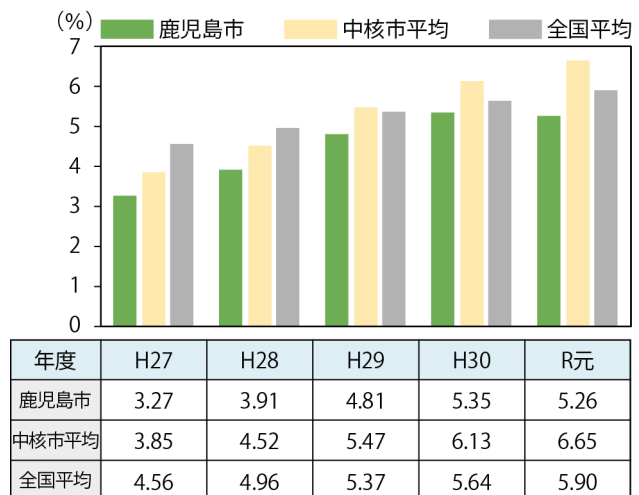
本市の有形固定資産減価償却率は、事業年数が長いことから、中核市平均や全国平均よりも大幅に高く、既存施設の経過年数が高まっていることを示しています。



②管きょ老朽化率（％）

法定耐用年数を超えた管きょ延長の割合を表す指標で、低い方が良いと判断されます。

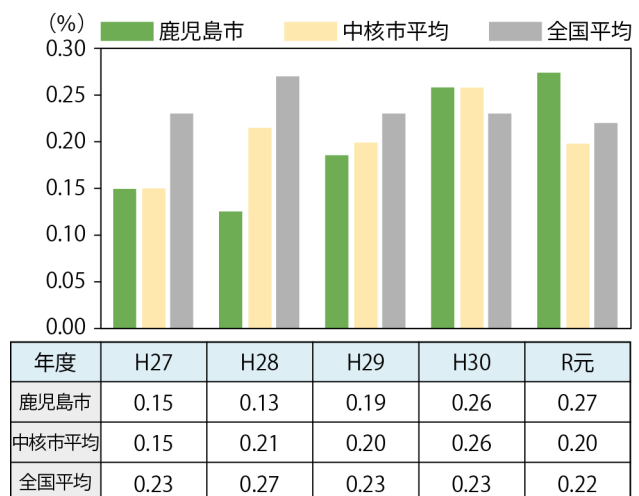
本市の管きょ老朽化率は、中核市平均や全国平均と同様に、年々増加傾向にあり、下水道管路の老朽化が年々進行していることを示しています。



③管きょ改善率（％）

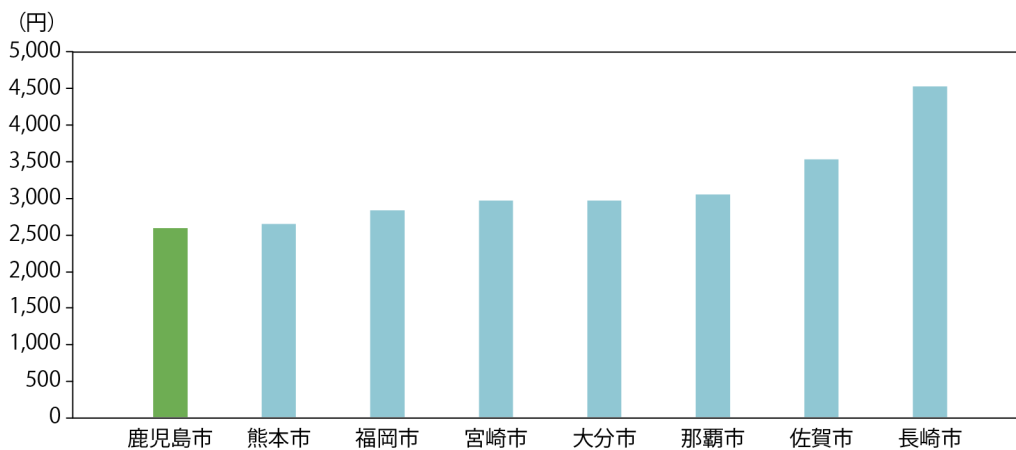
当該年度に更新した管きょ延長の割合を表す指標で、高い方が良いと判断されます。

本市の管きょ改善率は、近年増加傾向にあり、H30 は中核市平均と同程度となっています。老朽化が年々進行しているため、今後も改築更新を推進していく必要があります。



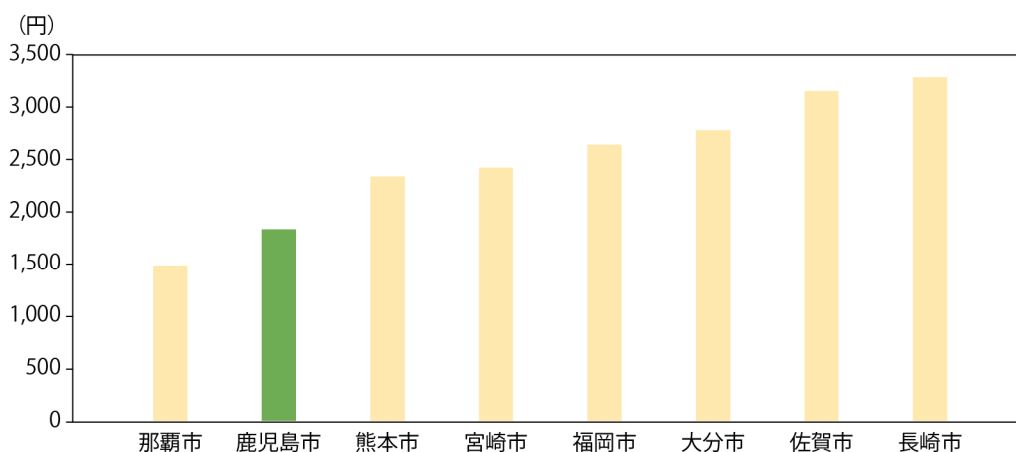
コラム 5 九州県都市における水道料金・下水道使用料の比較

(R元総務省決算状況調査表より)



九州県都市における水道料金の比較 (20m³/月)

〈参考〉 中核市の中では55都市中21番目に低い(安い)状況です。



九州県都市における下水道使用料金の比較 (20m³/月)

〈参考〉 中核市の中では60都市中7番目に低い(安い)状況です。

3 お客さま意識調査（アンケート）の結果

(1) 調査概要

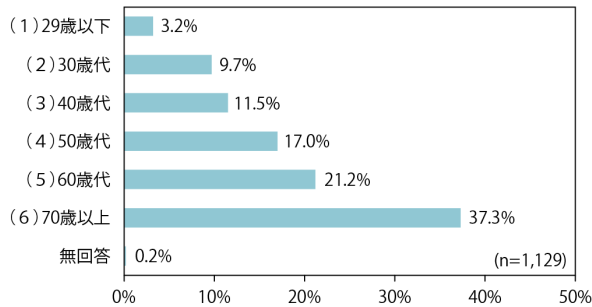
経営環境の変化と時代要請に的確に対応し、中長期的視点に立って計画的に経営を行うための「上下水道ビジョン」、「第2期上下水道事業経営計画」の策定に向け、水道事業及び公共下水道事業に関するお客さまの多様なニーズ等を把握するため、お客さまを対象としたアンケートを実施し、今後の事業運営に活用することを目的に回答を集計・分析しました。

- ①調査地域：鹿児島市全域
- ②調査対象：市内在住の給水契約者から無作為抽出した2,000名(内大口契約100名)
- ③調査期間：令和2年8月17日～令和2年8月31日
- ④調査方法：郵送による配布・回収
- ⑤回収結果：1,195名（回収率59.8%）

(2) 調査結果

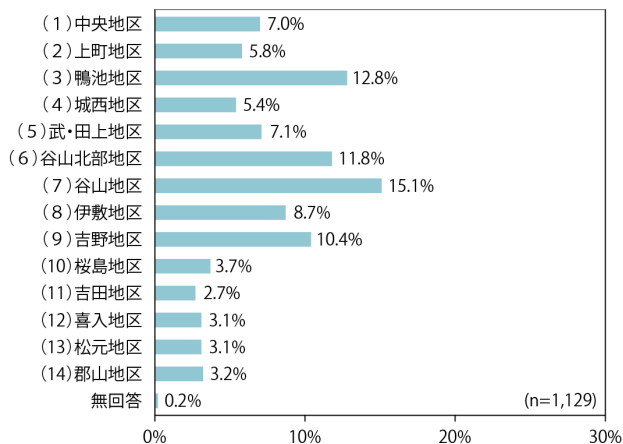
1 回答者の属性

問1 あなたの年齢をお答えください（〇は1つだけ）



年齢については、「70歳以上」が37.3%と最も多く、次いで「60歳代」が21.2%、「50歳代」が17.0%となっている。

問2 あなたがお住まいの地域は、次のうちどこにあてはまりますか。（〇は1つだけ）

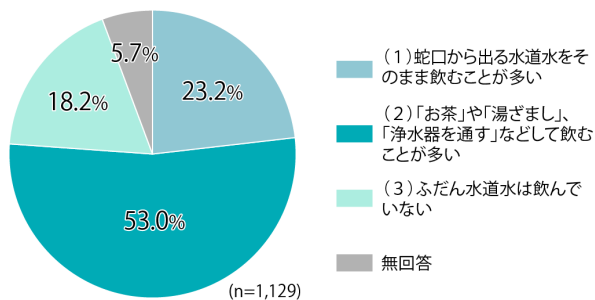


居住地区については「谷山地区」が15.1%と最も多く、次いで「鴨池地区」が12.8%、「谷山北部地区」が11.8%となっている。

2 水道について

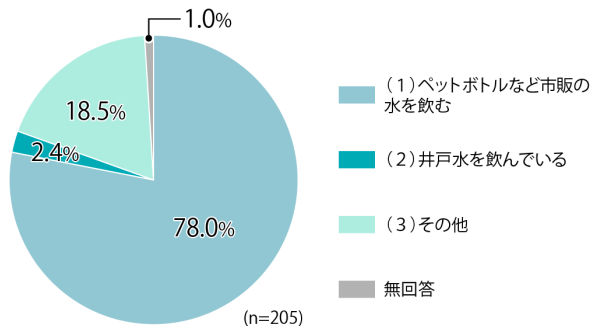
問3 ご家庭で飲む「水道水の飲み方」についてお尋ねします。

普段、水道水をどのようにして飲んでいきますか。（〇は1つだけ）



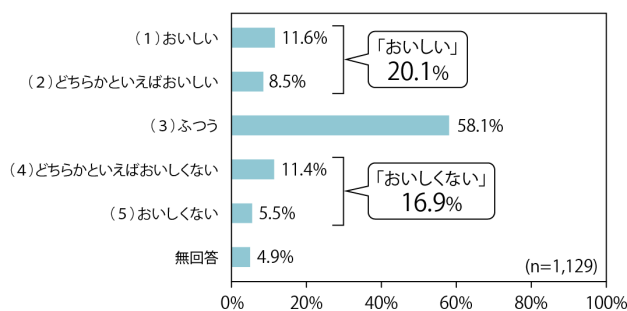
水道水の飲み方について、「お茶や湯ざまし、浄水器を通すなどして飲むことが多い」が53.0%と最も多く、次いで「蛇口から出る水道水をそのまま飲むことが多い」が23.2%、「ふだん水道水は飲んでいない」が18.2%となっている。

問3(1) 問3で「(3)ふだん水道水は飲んでいない」を選んだ方にお尋ねします。
飲料水として飲んでいるものには、どのようなものがありますか。(○は1つだけ)



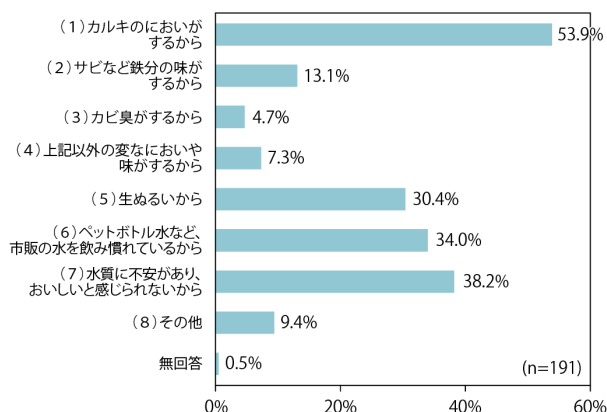
水道水以外の飲料水について、「ペットボトルなど市販の水を飲む」が78.0%と最も多く、次いで「その他」が18.5%、「井戸水を飲んでいる」が2.4%となっている。また、その他の回答としては、「ウォーターサーバー」「水くみ場に行っている」などとなっている。

問4 あなたは水道水の味をどのように思われますか。(○は1つだけ)



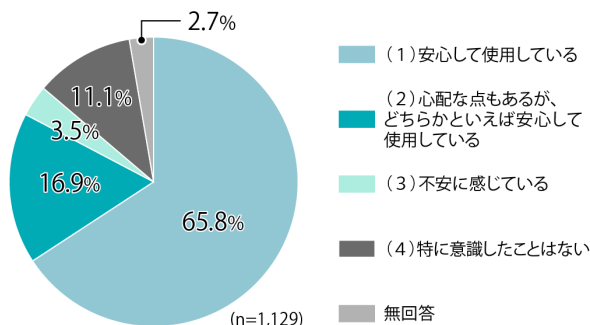
水道水の味について、「おいしい」(「おいしい」と「どちらかといえばおいしい」の合計)が20.1%、「ふつう」が58.1%、「おいしくない」(「おいしくない」と「どちらかといえばおいしくない」の合計)が16.9%となっている。

問4(1) 問4で「(4)どちらかといえばおいしくない」または「(5)おいしくない」を選んだ方にお尋ねします。おいしくないと思われるのはなぜですか。(○はいくつでも)



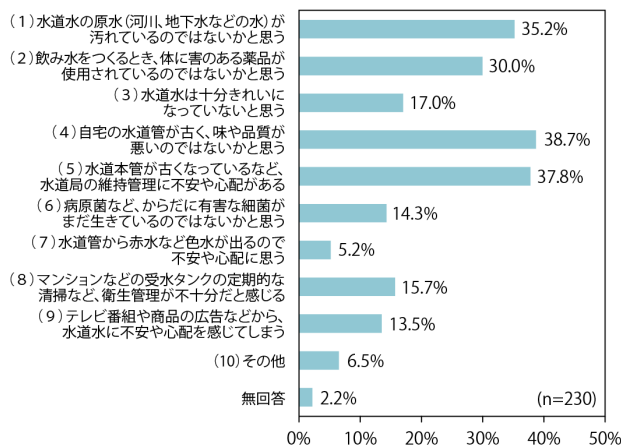
水道水がおいしくないと感じる理由について、「カルキのにおいがするから」が53.9%と最も多く、次いで「水質に不安があり、おいしく感じられないから」が38.2%、「ペットボトル水など、市販の水を飲み慣れているから」が34.0%となっている。

問 5 水道水は飲み水のほか、炊事用として野菜や食器を洗う水等、日々の生活に使用されています。水道水を安心して使用していますか。(○は1つだけ)



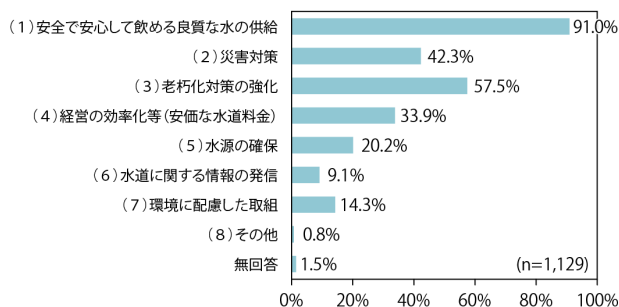
水道水を安心して使用しているかについて、「安心して使用している」が65.8%と最も多く、次いで「心配な点もあるが、どちらかといえば安心して使用している」が16.9%、「特に意識したことはない」が11.1%となっている。

問 5 (1) 問 5 で「(2)心配な点もあるが、どちらかといえば安心して使用している」または「(3)不安に感じている」を選んだ方にお尋ねします。水道水が心配・不安な理由は何ですか。(○はいくつでも)



水道水が心配・不安な理由について、「自宅の水道管が古く、味や品質が悪いのではないかとと思う」が38.7%と最も多く、次いで「水道本管が古くなっているなど、水道局の維持管理に不安や心配がある」が37.8%、「水道水の原水(河川、地下水などの水)が汚れているのではないかとと思う」が35.2%となっている。

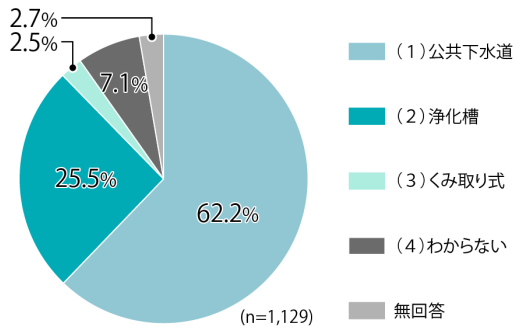
問 6 今後の水道事業で優先的に実施すべきものを次の中から3つ選んでください。(○は3つまで)



今後の水道事業で優先的に実施すべきものについて、「安全で安心して飲める良質な水の供給」が91.0%と最も多く、次いで「老朽化対策の強化」が57.5%、「災害対策」が42.3%となっている。

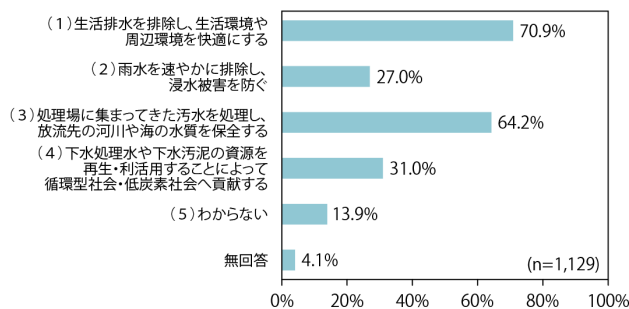
3 下水道について

問7 あなたのお住いの汚水処理状況について、当てはまるものに○をつけてください。
(○は1つだけ)



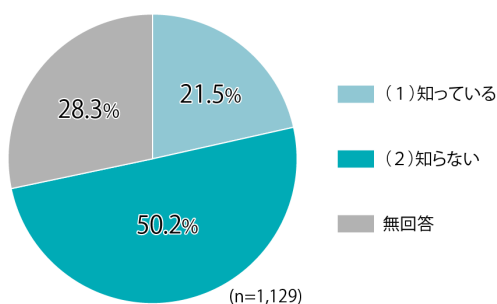
汚水処理状況について、「公共下水道」が62.2%と最も多く、次いで「浄化槽」が25.5%、「わからない」が7.1%となっている。

問8 公共下水道の役割にはどのようなものがあるかご存知ですか。当てはまると思われるものに○をつけてください。(○はいくつでも)



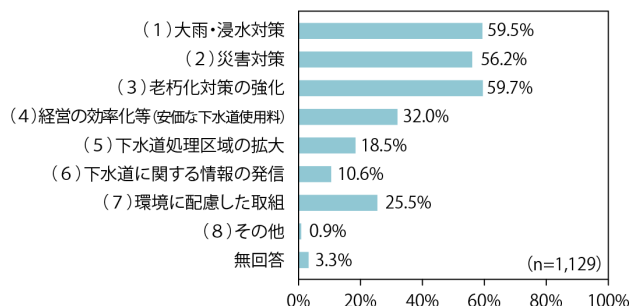
公共下水道の役割について、「生活排水を排除し、生活環境や周辺環境を快適にする」が70.9%と最も多く、次いで「処理場に集まってきた汚水を処理し、放出先の河川や海の水質を保全する」が64.2%、「下水処理水や下水汚泥の資源を再生・活用することによって循環型社会・低炭素社会へ貢献する」が31.0%となっている。

問9 本市の処理場で発生する下水汚泥は、発酵処理して安全な有機質肥料（サツマソイル）として販売していますが、知っていますか。(○は1つだけ)



有機質肥料の販売認知度について、「知っている」が21.5%、「知らない」が50.2%となっている。

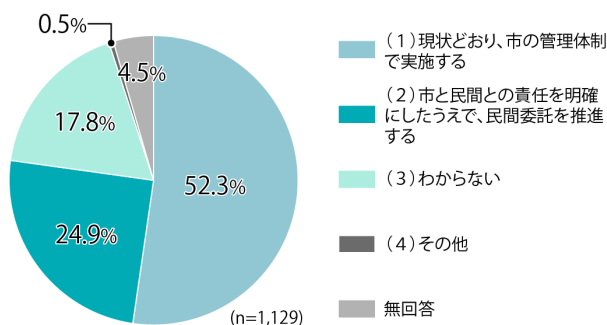
問 10 今後の下水道事業で、優先的に実施すべきものを次の中から 3 つ選んでください。
(○は 3 つまで)



下水道事業で今後優先すべきことについて、「老朽化対策の強化」が 59.7%と最も多く、次いで「大雨・浸水対策」が 59.5%、「災害対策」が 56.2%となっている。

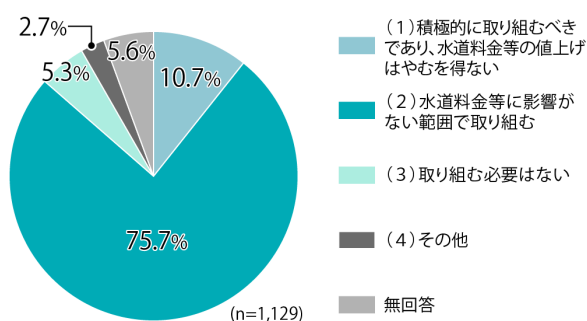
4 水道・下水道共通の項目について

問 11 これまで、効率的な経営を行うため、料金関係業務や処理場の運転など民間委託を推進していますが、今後の浄水場や処理場の運営等について、どのように思われますか。
(○は 1 つだけ)



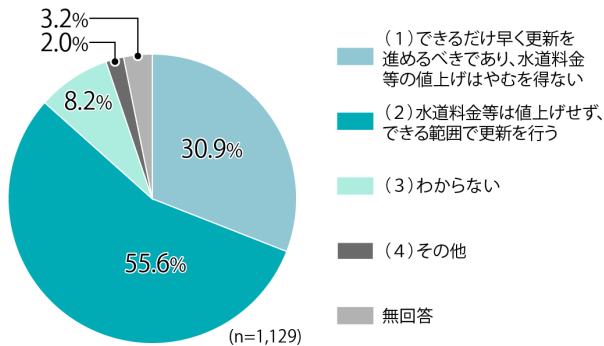
民間委託の推進について、「現状どおり、市の管理体制で実施する」が 52.3%と最も多く、次いで「市と民間との責任を明確にしたうえで、民間委託を推進する」が 24.9%、「わからない」が 17.8%となっている。

問 12 環境にやさしい上下水道の取組として、太陽光発電設備などの新エネルギーの導入について、どのように思われますか。(○は 1 つだけ)



新エネルギーの導入について、「水道料金等に影響がない範囲で取り組む」が 75.7%と最も多く、次いで「積極的に取り組むべきであり、水道料金等の値上げはやむを得ない」が 10.7%、「取り組む必要はない」が 5.3%となっている。

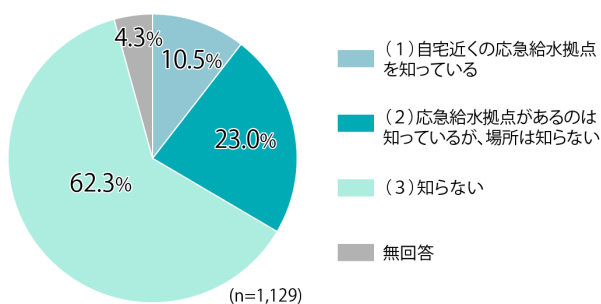
問 13 老朽化した施設（水道管、汚水管、浄水場や処理場等）の更新は、水道料金等への影響が出ないように施設の延命化や工事費の縮減等を図りながら、計画的に行っています。しかし、今後、老朽化した施設は増加する見込みであり、管破損や施設の故障による断水などを防ぐため、多額の費用が必要であると考えています。今後どのように施設の更新に取り組んで行くべきだと思いますか。（○は1つだけ）



老朽化施設更新に対する取組について、「水道料金等は値上げせず、できる範囲で更新を行う」が55.6%と最も多く、次いで「できるだけ早く更新を進めるべきであり、水道料金等の値上げはやむを得ない」が30.9%、「わからない」が8.2%となっている。

5 災害について

問 14 地震や風水害などの災害のときに、市民の皆さんへ飲料水を届けるため、水道施設や公共施設等の91箇所が応急給水拠点として設定されていることを知っていましたか。（○は1つだけ）

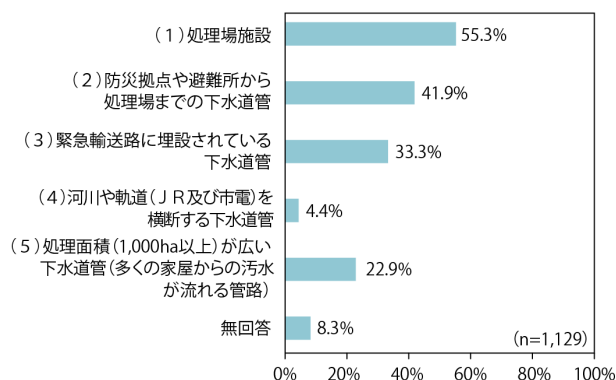


応急給水拠点の認知度について、「知らない」が62.3%と最も多く、次いで「応急給水拠点があるのは知っているが、場所は知らない」が23.0%、「自宅近くの応急給水拠点を知っている」が10.5%となっている。



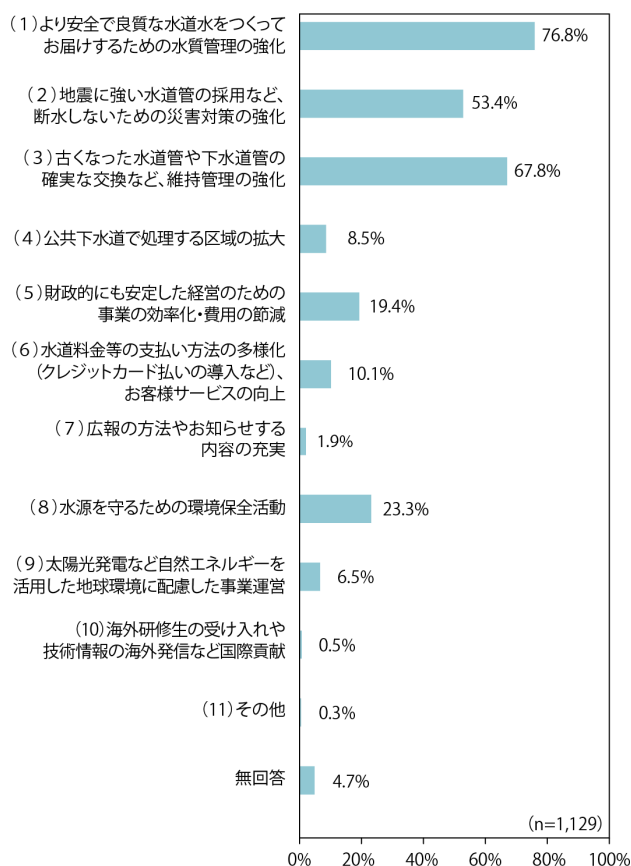
応急給水拠点に設置している看板

問 15 大規模な地震といった災害時において、下水道施設の中で重要と思うものを次の中から2つ選んでください。(○は2つまで)



災害時において、下水道施設の中で重要と思うものについて、「処理場施設」が 55.3%と最も多く、次いで「防災拠点や避難所から処理場までの下水道管」が 41.9%、「緊急輸送路に埋設されている下水道管」が 33.3%となっている。

問 16 水道局は、今後どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。次の中から3つまで選んで番号に○をつけてください。(○は3つまで)



水道局は、今後どのようなことに力を入れるべきかについては、「より安全で良質な水道水をつかってお届けするための水質管理の強化」が 76.8%と最も多く、次いで「古くなった水道管や下水道管の確実な交換など、維持管理の強化」が 67.8%、「地震に強い水道管の採用など、断水しないための災害対策の強化」が 53.4%となっている。

4 用語の解説

用語	説明
あ 行	
ICT (Information and Communication Technology) : 情報通信技術	情報や通信に関連する科学技術の総称。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のことです。
一般会計からの繰入金	行政上、公益性の観点から、経費の負担区分に基づき一般会計において負担すべき経費です。毎年度、総務省から公営企業に対する繰出基準が示されています。
SNS (Social Networking Service)	ソーシャルネットワーキングサービスの略語で、インターネットと通じて、社会的な繋がりを提供するサービスのことで、代表的なものとして、Facebook（フェイスブック）やTwitter（ツイッター）、LINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）などがあります。
応急給水	地震、濁水及び配水施設の事故などにより、水道による給水ができなくなった場合に、前もって決められた給水地点や給水車などで飲料水を給水することです。
温室効果ガス	太陽からの熱を地球に封じ込め、地球を暖める働きがあるガスを温室効果ガスといいます。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、温室効果ガスとして、二酸化炭素、メタン、代替フロン等の6種類のガスが定められています。
か 行	
鹿児島市公共下水道事業基本構想	本市公共下水道事業が目指すべき方向と目標及びその実現方策等を示したものです。
鹿児島市総合計画	本市の将来像と長期的なまちづくりの基本目標を明らかにし、その実現に向けた施策の基本的方向や体系を示した上で、市民と行政がともに考え、ともに行動する協働・連携のまちづくりを進めていくための計画です。
活性汚泥法	好気性微生物を利用して、水中の有機物を分解させる最も代表的な排水処理方式です。
簡易水道	計画給水人口が101人～5,000人の水道を指します。簡易水道は、施設が簡易ということではなく、計画給水人口の規模が小さいものです。
環境基本法	平成5年に制定された日本の環境政策における根幹を定める基本法です。環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を示したものです。
環境負荷	人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものです。
管路施設	水道では水道管と弁などの設備を含めた施設で、下水道ではマンホールなどの設備を含めた施設です。
基幹管路	導水管、送水管及び配水本管のことです。
危機管理	テロ、事件、事故又は災害などの不測の事態に対して、被害を最小限にするための手段です。
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債をいいます。
給水区域	水道事業者が厚生労働大臣の認可を受け、一般の需要に応じて給水を行うこととした区域です。
給水区域内人口	水道事業者が厚生労働大臣の認可を受け、一般の需要に応じて給水を行うこととした区域内の居住人口をいいます。

用語	説明
給水収益	水道事業会計における営業収益の一つで、水道料金になります。
給水人口	給水区域内に居住し、水道によって給水を受けている人口をいいます。
緊急輸送道路	災害時に防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うための鹿児島市地域防災計画に位置づけられた道路のことです。
経営審議会	上下水道事業の経営に関する重要事項を調査・審議する諮問機関です。審議会委員は、学識経験者や利用者代表などにより構成されています。
下水汚泥	公共下水道の汚水を処理する過程で発生する泥状のものです。
下水処理水	下水処理場で処理された水のことです。
下水道総合浸水対策緊急事業	地下街や一定規模の浸水実績があるなど浸水防止に取り組む必要性が高い地区において、下水道による浸水対策を緊急かつ重点的に行う事業のことです。本市では平成 19～23 年度にかけて事業実施されました。
建設改良積立金	将来の建設や改良工事のために、議会採決を経て積み立てる資金のことです。
広域化・共同化	複数の自治体や地区において、施設の統廃合などを行ったり、維持管理業務・事務処理などを共同実施したり、上下水道事業の効率化を図ることです。
公共用水域	水質汚濁防止法では、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共の用に供される水路などをいいます。
工業用水道	製造業などの産業活動に供給される水で、原料用、製品処理・洗浄用、ボイラー用、冷却用などに使用されています。
更新	老朽化した施設や設備の機能を回復させるため、再建設あるいは取替を行うことです。
公民連携	PPP（「Public Private Partnership」の略）ともよばれ、行政と民間事業者が連携して公共サービスを提供する手法のことです。
国債	国が資金調達のために発行する債券のことです。
さ行	
再生可能エネルギー	太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのことです。
サツマソイル	鹿児島市水道局が、処理施設から発生する下水汚泥を約 40 日かけて好気性微生物により発酵させて作っている有機質肥料のことです。（「薩摩の土」（＝サツマソイル）という意味で名付けられました。）
残留塩素	水道水中に残っている塩素のことで、残存する限り消毒効果が持続します。水道法により、衛生上の措置として 0.1mg/L 以上保持するように規定されていますが、濃度が高いと塩素臭（カルキ臭）の原因となります。
ジェオスミン	植物プランクトン的一种（藍藻類）や放線菌等がつくるカビ臭物質です。純カビ臭と表現され、ごく微量でもにおいを感じます。

用語	説明
市街化区域	「すでに市街地を形成している区域」及び「今後おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図らなければならない区域」のことです。
色度	水の色の程度を示す指標です。水中に含まれる自然由来のフミン質や配管等からの鉄の溶出による黄褐色の呈色度合いを表します。
市政出前トーク	鹿児島市の職員が地域の小学校、公民館などに出向いて、希望のテーマで分かりやすく市の取組を説明し、意見交換しながら、一緒にまちづくりを考える制度です。
重要物流道路	平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な輸送網として指定した道路のことです。
循環型社会	廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。
省エネルギー	同じ社会的・経済的効果を、より少ないエネルギーで得られるようにすることです。
浄水場	飲用に適するように処理する施設のことです。浄水場内の施設として、着水井、凝集池、沈殿池、ろ過池、薬品注入設備、消毒設備、浄水池、排水処理施設、管理室などがあります。
浄水発生土	河川を水源として浄水処理する過程で発生する河川水に含まれる小さな砂などをいいます。
処理区域	公共下水道が整備され、排除された汚水を終末処理場により処理することができる旨の公示がされた区域です。
処理施設	公共下水道に流された汚水を下水道管で集め、川や海などへ放流できるまできれいにする施設です。
水源	水道水として利用するための河川表流水や湧水、地下水、伏流水のことです。
水源かん養林	水源を保ち育て、河川流量を調節するための森林で、雨水を一時に流出させず、常に一定量を貯えるので水資源の確保や水害防止に役立ちます。
水質汚濁防止法	工場・事業場から公共用水域に排出される水及び地下に浸透する水を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進することなどにより、水道水源でもある公共用水域及び地下水質の汚濁の防止を図り、国民の健康及び生活環境の保全を行うことを目的とする法律です。
水質基準	水質基準は、厚生労働省令により、現在 51 項目が定められています。水道水は、水質基準に適合するものでなければならず、水道事業者等に水質検査の義務が課されています。本市では、水質検査計画を策定し、これに基づき水質検査を行っています。
水道 G L P	水道 G L P (Good Laboratory Practice) とは、「水道水質検査優良試験所規範」の略称です。水質検査を実施する機関における検査が、管理された体制の下で適正に実施され、水質検査結果の精度と信頼性が確保されていることを第三者機関が認定する制度で、公益社団法人日本水道協会が認定を行っています。

用語	説明
水道法	水道法は、昭和 32 年 6 月 15 日に公布されました。水道により清浄で豊富、低廉な水の供給を図ることによって、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としています。水道の布設及び管理を適正かつ合理的にするための諸規定や水道の計画的整備・水道事業の保護育成に関する規定や、水道事業のほか、水道用水供給事業、専用水道、簡易専用水道についても規定しています。
ストックマネジメント	膨大な施設の状態を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、上下水道施設を計画的かつ効率的に管理する手法です。
精度管理	常に正確な水質検査結果を得るための分析技術に係わる管理手法です。決められた条件の下で試料を測定し、データのばらつきや正確さ等を解析・評価します。計画的に精度管理を実施し、水質検査の分析精度と信頼性を確保します。
節水機器	従来よりも少ない水の量で使用できるトイレ、洗濯機などです。
ゼロカーボンシティ	2050 年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体のことです。
送水管	浄水場から配水池まで浄水を送る水道管のことです。
総トリハロメタン	浄水過程で、水中のフミン質などの有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される副生成物で、水温や残留塩素濃度などの水質条件により生成量は変化します。
た 行	
耐震化	上下水道施設を一定規模の地震に耐えられるようにすることです。
耐震適合率	管路総延長の内、耐震適合性のある管の割合のことです。耐震適合性のある管とは、耐震管と、良い地盤であれば耐震性があると評価される管及び継手のことです。
耐水化	河川氾濫などの災害時においても、一定の施設機能を確保しながら、社会的影響を最小限に抑制することです。
耐用年数	固定資産がその本来の用途に使用できると見られる推定の年数です。固定資産の減価償却を行うための基本的な計算要素として必要なものです。上下水道施設の耐用年数は地方公営企業法で定められています。
ダウンサイジング	上下水道施設の規模を人口の減少などに合わせ縮小することです。
濁度	水の濁りの程度を示す指標です。浄水処理、水質管理を行う上で重要な指標となります。
脱炭素社会	地球温暖化の原因と考えられる二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする社会のことです。
タブレット端末	液晶画面にタッチして感覚的に操作ができる板状のコンピュータ機器で、PCよりも携帯性に優れています。
地下水	地表面下にある水をいい、一般に河川水に比べて水量、水質、水温が安定した良質な水源です。
地球温暖化	人間活動の拡大により、二酸化炭素・メタン・代替フロンなどの温室効果ガスの濃度が増加し、地球の表面温度が上昇することをいいます。

用語	説明
地方公営企業法	地方公共団体が経営する企業の能率的経営を促進し、経済性を発揮させるとともに、その本来の目的である公共の福祉を図るため、自治法、地財法、地公法の特別法として、企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱その他企業の経営の根本基準、一部事務組合に関する特例を定める地方公営企業の基本法です。
貯水槽水道	ビル・マンションなどの建物で、水道水をいったん受水槽に受けた後、ポンプで直接または高置水槽を経由して各階に給水している水道施設をいいます。
直結給水	貯水槽（受水槽）を経由することなく給水する方式で、配水管の水圧を利用する直結直圧式給水と、ポンプで圧力を増す直結増圧式給水があります。
DX（デジタルトランスフォーメーション）	デジタル技術を活用し、組織内外や社会全体で情報を共有し、ネットワーク化することで、人々の生活をより良いものに変革していくことを指す用語です。
デザインマンホール蓋	ご当地マンホールとも言われる日本全国各地に設置されているデザイン化されたマンホール蓋のことです。デザインにはそれぞれの地域にゆかりのあるモチーフや歴史が採用されています。
導水管	水道施設のうち、取水施設を経た水を浄水場まで導く水道管のことです。導水管の中の水は浄水処理前の水です。
独立採算制	当該会計の事業収入で事業に必要な経費を賄うことをいいます。
な 行	
2-MIB (2-メチルイソボルネオール)	植物プランクトンの一種（藍藻類）や放線菌等がつくるカビ臭物質です。墨汁臭と表現され、ごく微量でもにおいを感じます。
は 行	
バイオガス	有機物の嫌気性発酵（メタン発酵）により発生する、約60%のメタンガスと約40%の二酸化炭素を主成分とした可燃性ガスです。
配水管	お客さまに給水するため、配水池以降に設置されている水道管のことです。お客さまは、この配水管から分岐して、各家庭への給水引き込みを行います。
配水池	需要量に応じて適切な配水を行うために、浄水を一時的に貯えておく施設のことです。
配水本管	配水管のうち、給水管の分岐のない主要な水道管のことです。
表流水	河川水（伏流水を除く）や湖沼水のように、地表面を流れる水のことです。
普及率	水道においては、行政区域内の総人口に対する給水人口の割合のことです。公共下水道においては、通常は行政区域内の総人口に対する処理区域内人口の割合で表しますが、面積普及率を用いる場合もあります。
伏流水	河川水が河床の地質や土質に応じて河床の下へ浸透し、水脈を保っている極めて浅い地下水をいいます。

用語	説明
ま 行	
マイボトル用給水機	水道局が市内の公共施設などに設置する、無料で個人のボトル（水筒）に水道水をくむことができるスポットです。
マンホールカード	G K P（下水道広報プラットフォーム）が企画・監修するマンホール蓋のコレクションアイテムで、マンホール蓋を管理する地方公共団体とG K Pが共同で作成したカード型のパンフレットです。
水安全計画	水源から蛇口に至るまで、より一層安全な水を供給することを目的に、厚生労働省が計画の策定を推奨しているものです。鹿児島市では平成 24 年に「鹿児島市水道局水安全計画」を策定し、P D C Aサイクルによる検証と改善を行いながら運用しています。
や 行	
有機物（T O C）	T O C（Total Organic Carbon）とは、水中に存在する有機物の総量を、有機物中に含まれる炭素量で表わしたものです。濃度が高いと水に渋みを与えます。
融資あっせん制度	水洗便所への改造に要する資金を、市内の金融機関から無利子で融資をできるように、金融機関のあっせんを行う制度のことです。
有収水量	料金等徴収の対象となった水量のことです。
湧水	地下水が地上に湧き出したものです。
予防保全	設備や機器などの使用中の故障、大規模な事故等の発生を未然に防止する為の保全方法のことです。
ら 行	
ライフライン	生命維持や生活に不可欠な電気・ガス・上下水道などの施設のことです。
利益剰余金	営業活動によって生じた利益を源泉とした剰余金です。
リスク	「危機」のことで、上下水道事業においては、地震、渇水、風水害等の自然災害や火災、水質汚染等の人為災害のほか、施設や機器の破損、故障などが考えられます。
漏水	漏水には、地上に漏れ出して発見が容易な地上漏水と、地下に浸透して発見が困難な地下漏水とがあります。管の材質、老朽度、土壌、腐食、地盤沈下、施工不良、または、舗装厚、大型車両化による路面荷重、そして他工事における損傷などの要因が漏水を発生させる原因となっています。